

令和8年度

矢部高生の生活心得



＜生活心得の観点＞

- ア 生徒及び教職員が安心して授業等の学習活動に専念できる環境づくりのため
- イ すべての生徒の進路実現のため
- ウ 山都町唯一の公立高校として、地域から信頼される学校であるため

熊本県立矢部高等学校

校歌

五高 八波教授 作詞
熊師 末次教諭 作曲

一 阿蘇の噴煙お ち遠方に見て
大矢野山や目丸山
内大臣を名に負える
端山はやましげやま繁山いと繁く
山の氣に触れ靈に触れ
矢部高健児意氣高し

阿蘇の噴煙を遙かに望み
大矢野山や目丸山
さらには、内大臣という名前を持つ
山また山に囲まれて
その、山々の神聖な靈氣に触れて
我々矢部高（男子）生徒は、
ますます意氣盛んである

二 布田の翁おきながそのおかし
思念凝らしし石橋せつきょうに
水を通して民草たみくさを
永久に潤ほし給いたる
盛徳偉業これぞこれ
矢部高女子の理想なる

昔、この矢部郷では布田保之助翁が
その情熱と創意を凝らして通潤橋を建設し
多くの人々に永遠の恩恵を施しなされた

そのすばらしい仁徳と偉業こそ
矢部高（女子）生徒の理想とするものである

三 見よや高原氣は澄みて
神靈こもる学びやに
学理実習いそしみて
至誠を神に誓ひつつ
通潤魂を發揮して
国利民福弥増さん

見よ矢部高の建つこの高原を！ 氣は澄み渡り
神の御靈が宿るこの学びやで
教室での学問と実地での演習に励み
ゆるぎない真心を神に誓いながら精神を鍛錬し
（卒業の暁には）日々培ってきた通潤魂を發揮して、
世のため人のために大いに貢献しようではないか

沿革

明治

- 29年 7月 浜町村外6カ村組合立矢部実業補習学校開校（本校前身校）。
- 44年 4月 浜町村外6カ村組合立乙種農業学校に昇格。

大正

- 2年 12月 浜町大字城平954（現在地）に校舎、寄宿舎、その他新築工事。
- 12年 4月 熊本県立矢部農業学校となる。入学資格：高小2年卒修業3カ年。

昭和

- 17年 3月 本館校舎新築。
- 19年 4月 林業科を設置。
- 23年 4月 熊本県立矢部農林高等学校と称し、農業、林業、普通、定時制農業の各課程を設置。
- 26年 4月 阿蘇郡馬見原町に馬見原分校（定時制農業課程）を設置。
- 32年 4月 農村家庭課程1学級設置。
- 38年 3月 普通教室4教室改築落成。家政科1学級設置。
- 38年 4月 農村家庭課程（家庭科）を生活科と呼称変更。
- 39年 4月 家政科1学級増設。
- 40年 4月 家政科1学級を減じ、新たに商業科1学級を設置する。
- 40年 4月 熊本県立矢部高等学校と称する。
- 41年 3月 鍛冶床国有林を実習地として購入。
- 42年 9月 第2運動場完成。
- 42年 10月 豚舎新築。
- 45年 4月 馬見原分校農業科1学級の募集を中止し、普通科1学級を設置。
- 47年 5月 普通科1学級増設。
- 47年 9月 運動場竣工。
- 50年 1月 校舎新築（A・B・E棟）
- 50年 8月 校舎新築（D棟）。
- 51年 3月 農業自習室等、校舎新築（C棟）。
- 51年 12月 体育館新築。
- 52年 2月 創立80周年記念式典及び校舎新築落成式。
- 59年 3月 牛舎倉庫、堆肥舎、豚舎、農業実習室新築。
- 62年 4月 熊本県高等学校交通安全教育推進校に指定される。（62～63年度）
- 63年 4月 生活科、家政科を減じ、生活科学科新設。

平成

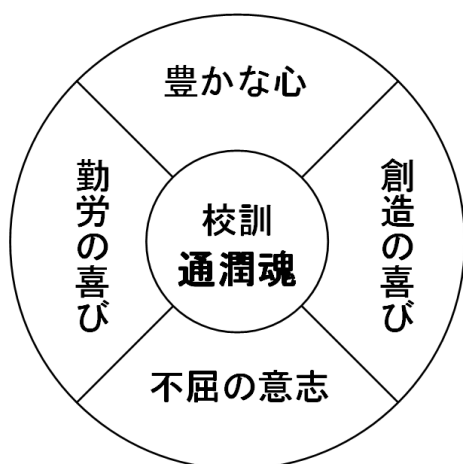
- 7年 10月 創立100周年記念式典。
- 13年 4月 農業科、生活科学科を減じ、生活・園芸科を新設。
- 14年 3月 文部科学省委嘱「中高一貫教育実践研究事業」の研究校に指定される。
- 17年 10月 創立110周年
- 21年 10月 矢部高校と蘇陽高校を再編・統合し、新設の矢部高校を普通科1学級、食農科学科、緑科学科1学級として設置。
- 22年 4月 矢部高校（附則）及び蘇陽高校の募集を停止。
- 22年 4月 矢部高校開校
- 24年 3月 矢部高校（附則）及び蘇陽高校閉校
- 27年 10月 矢部高校開校5周年（矢部実業補習学校開校120周年）記念式典
- 31年 4月 緑科学科を林業科学科に学科改編。

学校の教育目標

- (1) 令和8年度（2026年度）県立中学校・高等学校における教育指導の重点
～「認め、ほめ、励まし、伸ばす」教育行動指標を踏まえた教育の実現を目指して～

人間尊重の精神をすべての教育の根幹におき、校長のリーダーシップのもと、チーム学校として指導体制の整備を図る。スクール・ミッション及びスクール・ポリシーに基づき、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行い、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として、自らの可能性を拓き、未来を切り拓くために必要な「生きる力」の育成を目指す。また、生徒一人一人の多様な教育ニーズの把握に努めるとともに、コミュニティ・スクールの機能を活用し、学校と家庭・地域社会や学校間の連携及び協働を図る。

- (2) 本校における本年度の教育目標等
ア 校訓及び三綱領



三綱領
誠実にして 礼節を重んずる
勤労を尚び 自立を目指す
創造の喜びを求め 不屈の意志を培う

- イ 学校教育目標

スクール・ミッションおよびスクール・ポリシーをふまえ、生徒に校訓「通潤魂」を体得させ、我が国および地域の未来を託す人財へと成長させる。

- 生徒の成長を全力でサポートする学校 → 矢部高生で良かった！
○職員が自らの成長を実感できる学校 → 矢部高職員で良かった！
○保護者や地域の皆様から応援される学校 → 矢部高があって良かった！

ウ 本年度の重点取組

生涯にわたって自ら学び続け幸せな人生を実現する「自律的学習者」を育成する
そのために「**自ら気づき 考え 行動する**」力を高めさせる

1 生徒の「自己存在感」を高める教育活動の展開

- ・心理的安全性が確保された学級づくり
- ・居場所と出番、安心感のあるクラスづくり
- ・さわやかな挨拶と規則正しい生活習慣づくり
- ・情報共有と適切な指導体制づくり

2 健やかでたくましい心身を育む教育の推進

- ・心身の健康を自己管理する能力の育成
- ・自信と充実感を持たせる部活動の推進
- ・整った環境を目指した5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動の推進
- ・読解力や感性を磨く読書活動の推進

3 学ぶ楽しさを実感できる授業づくりの推進

- ・生徒の学習意欲に火をつける授業づくり
- ・生徒の成長を看取りさらなるやる気を引き出す学習評価の工夫
- ・家庭学習習慣の確立につながるICT活用の工夫
- ・各教科の見方や考え方を生かした探究的な学びの充実

4 自己指導力を高める教育活動の推進

- ・生徒主体の生徒会活動や各種委員会活動の充実
- ・生徒の主体的参画による学校行事づくり
- ・学校家庭クラブにおける研究活動の充実
- ・学校農業クラブ活動における更なるチャレンジ

5 地域とともにある学校づくりの推進

- ・高校魅力化コンソーシアムの活用推進
- ・地域人材や資源を積極活用した教育活動の推進
- ・ボランティア活動等の推進によるPCEs（子供期の肯定的体験）の創出
- ・情報発信の工夫

6 働き方改革の推進

- ・「自分」の業務を計画的に行うため先の見通しをしっかりと立てて取り組む
- ・「他者」の業務に支障がでないよう早め早めの打ち合わせや提出物等に取り組む
- ・「学校全体」の業務の偏在に気づき自分にできることを見つけて改善に取り組む

校 則

第1章 総 則

第1条 本校の運営は熊本県立矢部高等学校則に準拠し、法令その他に別段の定めあるもののほか、この規定に定めるところによる。

第2条 本学則施行上必要あるものについては別に細則を定める。

第2章 学年・学級及び休業日

第3条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第4条 1 学年を次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

2 学校の運営上前記の規定により難い場合は、教育委員会の承認を得て変更することがある。

第5条 休業日を次のように定める。

1 国の定める祝日

2 土曜日

3 日曜日

4 夏季、冬季、学期末その他校長において必要と認めた日

第6条 1 学年始休業は4月1日から4月7日まで、夏季休業は7月24日から8月26日まで、冬季は12月21日から1月7日まで、学年末は3月23日から4月7日までの間とする。

2 その他校長において必要と認める休業については事前に教育委員会へ届け出なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、寒冷その他特別の事由があるときは教育委員会の承認を得て変更することができる。

第3章 学科・収容定員・修業年限・教科目・総時間数及び単位数

第7条 学科、収容定員及び修業年限は熊本県立高等学校設置規定の定めるところによる。

第8条 教科目、総時間数及び単位数に関しては別にこれを定める。

第9条 校長は各科目の出席日数が総出席時数の3分の2以下の者、又は評価が著しく不良な者に対しては単位認定をしないことができる。

第4章 入学・休学・退学及び転学

- 第10条 入学志願者は入学願を校長に提出しなければならない。
- 第11条 入学の許可を受けた者は保証人を定め保証書を校長に提出しなければならない。
- 第12条 1 保証人は、学校所在の市町村又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。但し、遠隔地からの入学者についてはその限りではない。
2 校長が必要と認めたときは保証人を変更させることができる。
- 第13条 1 保証人が死亡又は学校所在の隣接外に転居したとき第12条の規定により、新たに手続きをしなければならない。
2 保証人が学校所在の隣接地内において転居したときは直ちにその旨届け出なければならない。
- 第14条 1 病気その他の事由により1か月以上就学することができない者は保護者連署をもって願い出て校長の許可を受けて休学することができる。
2 前項の休学期間は1年以内とする。
3 休学している者が出校しようとするときは保護者連署をもって願い出て校長の許可を受けねばならない。
- 第15条 退学又は転学しようとするときはその事由を付し保護者連署をもって願い出て校長の許可を受けねばならない。

第5章 修了及び卒業

- 第16条 校長は科目修了証明書の請求があったときは証明書を交付する。
- 第17条 校長は高等学校所定の課程を修了したと認めた者に卒業証明書を授与する。

第6章 校納金及び手数料

- 第18条 校納金等の徴収については本校事務規定の定めるところによる。

第7章 賞 罰

- 第19条 校長が学業操行優良で他の模範と認められる生徒を表彰することができる。
- 第20条 1 校長は生徒の行為が校則及び生徒の本分に反すると認めたときは、通常指導、特別な指導及び懲戒することができる。
2 前項の方法は、説諭・謹慎・訓告・停学・及び退学とする。

生徒心得

1 生活目標

- (1) 生徒は校訓を重んじ、矢部高生としての母校愛と誇りをもって自主、自律的に行動する。
- (2) 豊かな心を持ち互いに尊敬協力し、礼節を重んじる。
- (3) 責任を重んじ、勤労の喜びを知る。
- (4) 健康に留意し、不屈の精神で学業に最善を尽くす。
- (5) 寛容性を養い、自律ある生活を創造する。

2 礼儀作法

- (1) 職員・学友互いに親愛し、常に礼儀正しく、敬愛の念をもって挨拶する。
- (2) 学校訪問者には、礼儀正しく親切に対応する。
- (3) 先生方の教示は、素直に受け入れ、失礼な言動があってはならない。
- (4) 言葉づかいは、丁寧で、正しく、はっきりと品位あること。
- (5) 式場その他集会場では、服装、態度に留意し、矢部高生として品格のある態度で臨む。

3 登校・下校

- (1) 通学の際は、本校所定の制服であること。ただし、土曜・日曜及び祝日の部活動における登校については、部で統一された服装での登校を認める。また、平日・土曜・日曜及び祝日の部活動における下校については、公共交通機関を利用しない場合は、部で統一された服装での下校を認める。
- (2) 登校は8時30分までに着席すること。
- (3) 登下校の途中においては、公衆道徳を守り、矢部高生として節度ある態度をとること。特に交通規則は遵守し、絶対に事故のないように十分気をつけること。
- (4) 生徒として好ましくない場所に立ち寄らないこと。
- (5) 下校時間は部活動員も含め、午後7時30分、考査前においては午後6時を原則とする。
(部活動練習は原則下校時間の30分前まで)
※それ以後居残る場合には、必ず担任・部顧問等関係の先生に申し出て許可を受けること。
なお、下校時には戸締まりを忘れないようにすること。
- (6) 身分証明書を常に携帯すること。

4 校内生活

- (1) 登校後は無断外出をしないこと。やむを得ず外出をするときは、必ず担任の許可を受けること。(許可事項欄に外出許可印をもらう)
- (2) 授業の合図と同時に授業が開始できるように、静粛に担当の先生の来室を待つ。
- (3) 授業中は姿勢を正しく、学業に専念し、私語など他の迷惑になるような行為は慎むこと。
- (4) 校舎内では静粛を旨とする。
- (5) 昼食は作法を守り、所定の時間・場所で行うこと。
- (6) 集合のときは敏速に行動し、私語を慎み、秩序を乱さないこと。
- (7) 紛失や拾得の際には、直ちに係職員又は担任に届け出ること。
- (8) 校舎内外の美化と整理整頓に努め、建物・備品・器具器機等の公共物を大切にすること。もし、誤って破損した場合は担任又は事務室に届け出ること。
- (9) 正規時間外(下校時刻以後・日曜・休日等)の学校使用は、責任者の許可を受けること。
- (10) 火災その他非常の場合は、秩序を保ち落ち着いて行動し、学校職員の指示に従うこと。
- (11) 携帯電話は使用願いを提出し、保護者管理とする。校内においては原則電源を切ること。携帯電話の使用及び鳴った場合は、一時預かり、下校時に返却し、保護者による預かり

指導とする。改善が認められない場合は、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。ただし、災害など緊急時は担任の許可を得て職員室等において使用を認めることもある。

- (12) 考査1週間前、考査中は原則部活動を禁止し、考査に集中すること。ただし、考査後3週間以内に公式戦がある場合は、学校長の許可を受け1時間程度の練習は認める。
- (13) 厳寒期の膝掛けの使用について、華美でないものを使用することができる。ただし、式典等での使用は認めない。また、考査中の使用については不正防止の観点から使用を原則禁止とする。

5 願出・届出

- (1) 原動機付自転車（以下原付）、普通自動車（以下自動車）免許取得希望者は、事前に定められた書式により、担任を通じて手続きをとり、学校長の許可を受けること。
- (2) アルバイトは原則として認めない。しかし、学校長の許可を受け行うことができる。
※P. 13「アルバイトについての規定及び諸注意」参照
- (3) 祭り等の地域の行事に参加する場合は、事前に届を提出する。また、金銭等が発生する場合はアルバイト許可願を併せて提出する。
- (4) 学校外の習い事等で大会等に参加する場合は、担任及び生徒指導部に申し出ること。

6 校外生活

- (1) 常に矢部高生徒としての自覚と誇りをもって行動し、自分の言行には責任をもち、他の模範となるように努めること。
- (2) 夜間外出は午後10時までとし、緊急の場合又は許可されたとき以外は避けること。無断外泊は禁止する。
- (3) 交通道德・車内道德・交通法規を守り、他人に迷惑をかけないこと。特に自転車・単車の2人乗り、スピード違反、ヘルメット無着用、不正乗車をしてはならない。
- (4) 地域の各種行事に対しては、常に矢部高生としての意識を持って参加すること。
- (5) 校外で起こった事故は直ちに学校に連絡すること。
- (6) 本校育友会補導委員、地区補導教師の指示には素直に従わなければならない。

7 考査受験心得

- (1) 考査時は出席番号順に着席すること。
- (2) 教室には筆記用具以外は持ち込まないこと。筆記具・消しゴム・定規等・その他指示されたもの。不用な物は廊下に持ち出しておくこと。
- (3) 鉛筆、消しゴム等の貸借りをしないこと。
- (4) 不正行為及びこれに類する行為をしないこと。不正行為があった場合は、直ちに退場を命じ、以後の考査は特別教室受験をする。また考査の全科目は0点とし、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。
- (5) 携帯電話・ウェアラブル端末（スマートウォッチ等）の電源は切り、バイブレーター、アラーム等も鳴らないようしておく。携帯電話が鳴ることにより考査が妨げられるということを念頭に置き、鳴った場合は廊下のバックの中であっても賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。

8 原付・自動車の免許取得規定

- (1) 原付免許取得は原則として全員許可される。
- (2) 自動車免許取得
免許取得は保護者説明会参加を条件に許可される。しかし、欠点を保持しているものは欠点が解消された時点で許可される。
- (3) 免許を取得しようとする者は、学校所定の許可願を、担任を通して生徒指導部に提出し許可を受けること。取得後も担任を通して生徒指導部に連絡をすること。
- (4) 自転車・原動機付自転車通学規定
自転車・原付通学を希望する生徒は、規定に基づき、保護者連署のうえ、所定の通学願を担任を経て生徒指導部の係へ提出し、学校長の許可を受けなければならない。許可された生徒は、下記規定を遵守すること。規定違反者は、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。

9 自転車通学規定

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、保護者連署の上願い出て、許可を受けるものとする。
- (2) 道路交通法を厳守すること。
- (3) 自転車の通学にあつては、傘の使用を禁止する。
- (4) 自転車通学を許可された者は、規定のステッカー代を納入し、ステッカーを車体後方泥よけにとりつけること。また、自転車用ヘルメット（SG マーク等の付いた物）を正しく着用すること。

10 原付通学規定

- (1) 通学許可距離は原則2 kmを目安とする。ただし、2 km未満で原付通学を希望する生徒は、規定に基づき、保護者連署のうえ、所定の通学願を担任を経て生徒指導部の係へ提出し、学校長の許可を受けなければならない。
- (2) 使用原付は、総排気量125cc以下かつ最高出力4Kw以下、スクーター型とする。
なお、整備不良及び不正改造等を行った場合は、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。
- (3) 原付通学を希望する生徒は、保護者連署のうえ願いを出し、許可を受けるものとする。
- (4) 通学にあつては、道路交通法を遵守するとともに白色のフルフェースクリアレンズヘルメットを正しく着用すること。また、指定のウインドブレーカーまたは生徒指導部から許可を得た上着を必ず着用すること。
※指定のウインドブレーカー以外を着用する場合：無地、白色の周囲から認識しやすい色であり、防寒及び事故防止の条件を満たすものに限る。通学時の着用を希望する場合は必ず生徒指導部交通係の許可を得ること。
- (5) 原付の貸借及び2人乗りは厳禁とする。
- (6) 交通違反及び交通事故をおこした生徒は、速やかに生徒指導部交通係に届け出ること。内容等によっては、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。
- (7) 学校指定のナンバープレートを装着し、いかなる場合もこれを外してはいけない。取り外し乗車した場合は、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。

11 選挙運動・政治的活動に関する規定

- (1) 生徒による校内（学校敷地内）での選挙運動を禁止する。
- (2) 生徒による校内（学校敷地内）での政治的活動を禁止する。
- (3) 公職選挙法に違反する活動を禁止する。

- (4) 校内（学校敷地内）における選挙運動及び政治的活動実施の例外について
 下記のア～イの活動については学校長の承認により実施を許可する。
 ア 授業において実施するディベート、模擬選挙、模擬政策討論会等の実施。
 イ 選挙管理委員会の協力または依頼により行う活動等。
- (5) 校内（学校敷地内）における保護者・地域住民等による選挙運動及び政治的活動を禁止する。
- 1 2 法律に反する行為に関する規定
- (1) 喫煙・飲酒等の行為については、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。
- (2) 薬物乱用、暴力行為、恐喝、窃盗、無免許運転、わいせつ行為、誹謗中傷（ネット含む）、盗撮、情報モラルに反する行為については、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。必要に応じて警察に通報し、連携する。
- (3) いじめについては、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。必要に応じて警察に通報し、連携する。
- 1 3 下記の場合は出席すべき日数より除く
- (1) 学校教育法第11条によるもののうち停学の日数。
- (2) 学校保健法第12条による日数。
- (3) 学校保健法第13条による学年の一部の臨時休業の日数。
- (4) 忌引日数 一親等 7日
 二親等 3日
 三親等 1日
- (5) 非常変災又は保健管理上などで校長が認めた日数。

矢部高等学校整容規定

1 制服について

販売店：タケモト学生服（A・B仕様）

※新規購入や補正等を希望する場合は、生徒指導部に連絡すること。価格等は合格者説明会要項を参照。

2 整容規定

第1条 本校の制服は学業に専念するものとしてふさわしいものであり、矢部高生徒としての誇りを傷つけるものであってはならない。

第2条 本校独自の校風にふさわしく、常に清潔で品位にあることを心がけるため、制服等及び着用について規定を設ける。

第3条 服装は学校指定の制服を着用する。また以下の点について留意する。

- (1) 第1条及び第2条を踏まえ、各個人の体調等に合わせて、正しく着こなす。セーターについては学校指定の紺Vネックセーターを着用することができる。
- (2) 下着（インナー）は華美でない単色を着用し、袖等から見えないようにする。
- (3) 靴下は、華美でない柄のない単色とする。
- (4) 通学靴は華美でないものとする。サンダル、ブーツ、下駄等は禁止。
- (5) 厳寒期においては、コート等（華美でないもの）の防寒着の着用を認める。登下校時に着用し、教室では着用不可とする。

- (6) 怪我や病気等で制服を正しく着用できない場合は担任及び生徒指導部生活係に申し出ること。
- (7) 制服を譲り受ける場合は担任に連絡し、生徒指導部生活係の許可を得る。その後、本人の名前を刺繍する。
- (8) 制服の改造は認めない。
- (9) 装飾品（ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット等）は禁止。発見したものは保護者へ返却する。
- (10) 式典等では指定された服装とする。

【制服の着こなし等について】

- ボタンを留める。
- シャツはスラックス又はスカートに入れる。
- 下着（インナー）は華美でない単色のもの。
- スラックスは腰パンをしない。スカートは膝中央が隠れる程度とする。
- ベルトは華美でない単色。

第4条 髪型に関する規定

- (1) 第1条及び第2条を踏まえ、就職試験や進学推薦試験を念頭に置き、高校生として好ましいバランスのとれた髪型とする。
- (2) パーマやそり込み、染色・脱色・つけ毛等の過度のヘアースタイルは禁止。
- (3) 眉は整える程度とし、極端に細くしたり薄くしたりするなど過度の加工をしない。
- (4) ドライヤー、コテ等を持ち込まない。派手な髪飾りやヘアースタイル等は原則禁止。

【頭髪等：男子】

- 髪が目及び耳にかからない。
- もみあげは、耳たぶの長さ。
- 襟足は、襟にかからない。

【頭髪等：女子】

- 髪が目にかからない。かかる場合はピンで留める。
- 髪が肩に掛かる場合は、華美でないゴム等で束髪する。

【頭髪等：共通】

- 化粧はしない。
- 移動中に櫛や鏡を使用しない。

携帯電話等（すべての機能を含む）の使用について

1 手続き

- (1) 使用する携帯電話・スマートフォン等については、保護者の契約したもので、フィルタリングサービスを受けているものに限る。
- (2) 使用願い（誓約書）の提出。

2 使用条件

- (1) 学校敷地内での使用は禁止とする。
 - ア グラウンド、農場、演習林等を含む。
 - イ 遠足等の学校行事での校外活動中については使用禁止とする。
 - ウ 以上の場所及び活動中の使用が確認された場合は、一時預かり、下校時に返却し、保護者による預かり指導とする。改善が認められない場合は、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。
- (2) 携帯電話のトラブルについては保護者の責任となる。
- (3) 始業時間内の緊急連絡については学校への連絡で徹底し、本人への直接連絡は禁止する。
- (4) 考査時に電源を切っておらず、鳴った場合は賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。

3 携帯電話の使用マナーや使用方法について

- (1) 学校では、学業に専念する。
- (2) 集団生活のマナーを守る（電源を切る）。
- (3) 自転車・単車乗車時の使用は法律で禁止されている。
- (4) 犯罪に巻き込まれることを避ける。
- (5) 金銭的なトラブルを避ける。
- (6) 盗難されないように自分で管理する。

(切り取らない)

使 用 願 い (誓約書)

年 科 号 氏名

契約者氏名

携帯電話番号

フィルタリングに加入しているか (チェックをつけて下さい)

以下に家庭で決めたスマートフォン・携帯電話のルールを記入して下さい。

「

」

使用条件が守れない場合は学校の指導に従います。

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署) 印

校 長	教 頭	事務長	生徒部	学年主任	担 任

アルバイトについての規定及び諸注意

1 アルバイトの分類及び申請について

(1) 長期休業中アルバイト

長期休業期間中に行うものである。アルバイト申込用紙に必要事項を記入して申請を行った後、生徒指導部で審議を行い、許可を受けた者のみ行うことができる。

(2) 特別許可アルバイト

原則禁止であるが、家庭の事情等で長期にわたってアルバイトが必要な場合、アルバイト申込用紙に必要事項を記入して申請を行った後、学年において審議し、生徒指導部会で認定し、学校長の許可を受けた者のみ行うことができる。その際、本人、担任、生徒指導部係と面談を行う。

※寮生については、地域交流・地域貢献の意味を含め、アルバイトを行うことができる。ただし、その際も必ず申請を行い、生徒指導部会の認定及び学校長の許可を得ること。また、内容においては全てのアルバイトについての規定を遵守する。

(3) 家庭学習期間中アルバイト（3年生のみ）

3年生で進路が内定している生徒は、家庭学習期間中にアルバイトをすることができる。ただし、アルバイト申込用紙に必要事項を記入して申請を行った後、生徒指導部で審議を行い、許可を受けた者のみ行うことができる。

2 勤務地

原則として自宅から通える範囲で行うこと。

3 仕事内容

高校生にふさわしいものに限る。風俗営業、ゲームセンター、酒場、喫茶店、遊技場、カラオケボックス、ゴルフ場でのキャディーや危険を伴う仕事等は許可しない。

4 就業時間

(1) 長期休業中アルバイト

就業は8時間以内（休息時間は除く）、午後8時までとする。

夏季：20日以内、冬季：7日間以内とする。学習・部活動等の期間を十分に確保すること。但し、郵便局でのアルバイトは総就業時間56時間以内で行うこと。また、他のアルバイトとかけもちする場合は必ず事前に申し出を行うこと。生徒指導部で審議を行い、許可を受けた者のみ行うことができる。

(2) 特別許可アルバイト

就業は8時間以内（休息時間は除く）、午後8時までとする。

就業時間については内容・事情により生徒指導部で審議するものとする。

(3) 家庭学習期間中アルバイト（3年生のみ）

就業は8時間以内（休息時間は除く）、午後8時までとする。学年が指定する登校日は、学校を優先する。

5 手続きの流れ

アルバイトを希望する生徒は、原則としてアルバイト説明会に参加して申請を行う。急を要する場合は、直接係に申し出ること。

(1) アルバイトの目的を明確にし、アルバイトについての諸注意を熟読すること。

(2) 部活動顧問（部活動生のみ）→担任→学年主任の許可を受けたのち、アルバイト願いを係に提出すること。

- 6 アルバイトを許可しない場合
各学期ごとに規程のいずれかに該当する者はアルバイトを認めない。
- (1) 成績関係保護者会参加者
成績不振者で欠点科目をもっている者及び欠課時数が各教科の総授業時数の3分の1を超えている者
- (2) 服装違反等、普段の生活において問題のある者
- (3) 各学期において欠席・遅刻合わせて10日を超えている者
- (4) 年度内において、特別な指導（説諭以上）及び懲戒を受けた者は、それ以降その年度はアルバイトを許可しない。
- 7 学校活動、学校行事の優先
- (1) 授業、学校行事、部活動、課外、当番等を最優先すること。部活動生は顧問の許可がなければ、アルバイトを申請できない。
- (2) 学力が低下した場合、その他学業が優先されない場合は、許可取り消し、又は一時停止とする。
- (3) 考査前一週間は、アルバイトは原則禁止とする。
- 8 アルバイト生徒の心構え
- (1) 矢部高校生としての自覚を常に持ち、行動すること。服装は高校生らしいものとし、あまり華美にならないようにすること。化粧は禁止する。
- (2) アルバイト許可証と生徒証明証を携帯すること。
- (3) 勤務時間を厳守すること。特にアルバイト終了後はすみやかに帰宅すること。
- (4) 勤務先への通勤時及び勤務先でバイク等を使用する場合は、交通ルールを守って、安全に注意を払うこと。
- 9 無断アルバイトについて
無断アルバイトは、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。
- 10 その他
アルバイトに関して生徒指導上問題が発生した場合、許可を取り消し、賞罰規定及び生徒指導規定に基づき対応する。

賞罰規定

第1条 賞罰は、すべて職員会議において審議し、校長が決定し執行する。

第2条 表彰は、おおむね次の各号のいずれかに該当すると認められる場合に行う。

- 1 生活態度及び学業成績がともに優秀である者
- 2 学校行事、生徒会活動、部活動等の教育活動において著しい功績のあった者
- 3 人命救助その他で社会道徳の高揚に貢献し、他の生徒の模範と認められる者

第3条 本校生徒としての本分に反する行為をした場合は、通常指導、特別な指導又は懲戒処分を行う。

第4条 通常指導は、次の各号のとおりとする。

- 1 担任・学年及び係指導 行為について注意及び助言を要すると認められる場合に行う。
- 2 生徒指導主事注意 担任・学年及び係指導による指導を行っても改善が見られない場合に行う。

第5条 特別な指導は、次の各号のとおりとする。

- 1 説諭 行為について反省を促す必要があると認められる場合に行う。
- 2 謹慎 行為の程度が重く、又は他の生徒に影響を及ぼすと認められる場合に行う。学校内謹慎を原則とし、必要に応じて自宅謹慎とする。期間中は反省を促す指導及び課題等による学習に取り組むものとする。

第6条 懲戒処分は、次の各号のとおりとする。

- 1 訓告 特別な指導を受けたにもかかわらず改善が見られない場合、又は相当の指導が必要と認められる場合に行う。特別な指導における謹慎と併せて行うことがある。
- 2 停学 行為の程度が重大である場合、又は特別な指導や訓告では教育的効果が期待できないと認められる場合に行う。
- 3 退学 学校教育法施行規則第26条第3項各号のいずれかに該当すると認められる場合に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒として本分に反した者

第7条 通常指導、特別な指導及び懲戒処分に該当する主な対象行為は、次のとおりとする。

	生活事案	交通事案
1	違法薬物使用(所持・同席を含む)、盗撮	無断免許取得 (原付・自動二輪・普通車)
2	窃盗(万引)、恐喝(金銭強要)	悪質な交通違反 (速度超過25km/h 以上、信号無視、はみ出し(追い越し)、けん引き、ノーヘル、無免許運転(幫助も含む)、飲酒運転、定員外乗車、違法改造、その他悪質な違反等)

3	暴力(対生徒・対教師)	暴走行為
4	不適切な交際(性的非行)	交通事故報告隠蔽
5	喫煙(喫煙具所持を含む)、飲酒	無許可通学
6	いじめ(嫌がらせ等)行為	単純交通違反 (速度超過25km/h 未満、信号無視(点滅等)、通行禁止、一時不停止、条件違反、その他軽微な違反等)
7	暴力幫助	違反による交通事故(対物、対人)
8	喫煙同席	整備不良、学校指定ナンバープレート外し
9	不正行為(カンニング・改ざん等)	無断駐輪
10	情報モラルに反する行為(SNS の不適切な使用等)	自転車関係 (二人乗り、傘さし運転、携帯電話等の使用、ノーヘル)
11	器物破損	
12	指導拒否、暴言(対教師)	
13	18歳未満禁止店への立ち入り (クラブ・パチンコ等)	
14	深夜徘徊、無断外泊	
15	不健全娯楽(カラオケ等)	
16	無断アルバイト	
17	選挙運動・政治的活動に関する行為	
18	怠学、その他軽微な校則違反等 (例:服装・頭髪違反等)	

第8条 特別な指導は、保護者召喚の上で校長等が申し渡し、解除の際も同様とする。懲戒処分のうち訓告は校長が口頭で申し渡し、停学及び退学については文書による確実な通知及び保護者召喚の上で校長が命じ、解除の際も同様とする。

第9条 謹慎及び停学を受けた者は、原則として登校して指導を受け、課題等の提示により学習権を保障された上で、所定の生活記録(反省日誌等)を提出しなければならない。

第10条 生徒会その他の役員で、謹慎以上又は懲戒を受けた者は、当該期間その職を免ずることがある。

第11条 特別な指導を繰り返し実施しても改善が見られない場合や、特別な指導では教育的効果が得られない場合は、懲戒処分を実施する。

第12条 問題行動を教唆又は賛助した者も、特別な指導又は懲戒の対象とする。

第13条 事案の背景や生徒の特性等に十分留意し、合理的配慮の上、個別に指導を行う。

第14条、事案が重複する場合は、最も重い基準を適用する。法令違反のおそれがある重大事案については、警察等の関係機関と連携して対応する。

第15条 校舎、器具、その他物品を破損した者は、相当の弁償をさせることがある。

(令和8年.3月改定)